平成３０年（フ）第９８号
東京都練馬区高松６丁目28―22―102
破産者　小平　好則
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８１号
東京都渋谷区本町６丁目38―３―301
破産者　平山　俊幸
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２１号
東京都品川区大崎５丁目４―17―108
破産者　井上　義明
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２９号
東京都立川市砂川町８丁目40―10―102
破産者　松尾　淳司
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３９号
東京都江戸川区南小岩５丁目６―16　コーポ第２七福203
破産者　中嶌　基安
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４５号
東京都文京区千石１丁目４―12―202
破産者　福間　稚紀
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４６号
東京都文京区千石１丁目４―12―202
破産者　福間　紘司
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５４号
東京都足立区柳原１丁目８―６―605
破産者　鹿島　爾良
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５５号
東京都足立区柳原１丁目８―６―605
破産者　鹿島　恵子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５９号
東京都北区中十条２丁目18―１
破産者　大林　史明
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６８号
東京都大田区田園調布本町18―17
破産者　樋口　尚加（旧姓竹内）
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６９号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目29―11―205
破産者　津山　玲子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７４号
東京都北区赤羽西６丁目16―４―209　ウインベルソロ赤羽第３
破産者　前田　　勉
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９７号
東京都台東区元浅草３丁目10―３―402
破産者　池田　雄一
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９８号
東京都江戸川区西葛西５丁目８―２―1116
破産者　石渕　和哉
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０６号
東京都足立区梅島１丁目９―10―201
破産者　渡邊　雅幸
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１１号
東京都世田谷区松原２丁目33―24―101
破産者　安岡佐和子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３４号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目４―６―401
破産者　高谷　智子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４６号
東京都千代田区東神田１丁目１―８―704
破産者　小野　律子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７２号
東京都世田谷区上野毛１丁目22―６―302
破産者　齋藤　　誠
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７８号
東京都渋谷区西原１丁目30―６―21
破産者　井下　博敬
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５６号
福島県郡山市安積町長久保３丁目１番地の17
破産者　有限会社フクツウ
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係